

三島市奨学金返還支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、若者の移住・定住を促進するため、大学等を卒業又は修了後、市内に居住し、就業しながら自らが貸与を受けた奨学金を返還する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三島市補助金等交付規則(昭和54年三島市規則第8号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学、専門職大学、大学院、短期大学、専門職短期大学、高等専門学校及び専修学校(修業年限2年以上の専門課程に限る。以下同じ。)をいう。
- (2) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)第14条第1項に規定する第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金(以下「日本学生支援機構奨学金」という。)、三島市育英奨学金貸与条例(平成13年三島市条例第36号)第2条に規定する奨学金(以下「三島市奨学金」という。)並びにこれに準ずる貸与金で市長が認めるものをいう。
- (3) 正規雇用 次の要件のすべてに該当する雇用形態をいう。
 - ア 期間の定めのない労働契約を締結していること。
 - イ 所定の労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条に規定する通常の労働者をいう。以下同じ。)の所定の労働時間と同じであること。
 - ウ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について、長期雇用を前提とした待遇が適用されていること。
- (4) 非正規雇用 正規雇用以外の有期雇用をいう。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 交付申請日において市内に居住し、かつ三島市の住民基本台帳に登録されている者であり、1年以上三島市に居住する意思があるもの。
- (2) 大学等を卒業又は修了した者であること。
- (3) 他から奨学金返還の助成を受けていないこと。
- (4) 大学等在学中に奨学金の貸与を受け、その返還金の滞納がないこと。
- (5) 市税を滞納していない者であること。
- (6) 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員でないこと。
- (7) 三島市暴力団排除条例(平成24年三島市条例第6号)第2条第3号に規定する暴力団

員等に該当しない者又は暴力団員等と密接な関係を有しない者であること。

(8) 補助金の交付の申請をした日（以下「交付申請日」という。）の属する年度において満30歳（令和5年度までに三島市奨学金返還支援補助金交付要綱において補助金の交付を受けることが適当であると認められた者にあつては満31歳）以下の者であること。

(9) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 交付申請日において、事業主に正規雇用され就業している者、個人事業主若しくはその事業専従者又は法人を設立し経営している者等であること。

イ 非正規雇用者においては、保育士、幼稚園教諭、医師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、その他市長が認める資格を有し、交付申請日において当該保有資格に基づき雇用されている者であること。

（補助対象経費等）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付申請日の属する年度の前年度の10月1日からその翌年の9月30日までの期間において奨学金の返還に要した経費とする。

2 補助金額は、補助対象経費の額とし、120,000円を限度とする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 補助金の交付を受けることができる期間は、補助金の交付を受けた最初の年度から5年間とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、市長が別に定める期日までに、三島市奨学金返還支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 住民票（交付申請日以前1月以内に発行されたものに限る。）、市税納税証明書（これらの書類に代えて交付申請時に、個人情報の取扱いに係る同意書（様式第2号）を提出した場合は省略可。）

(2) 大学等の卒業証明書又は修了証明書の写し（2回目以降の申請では省略可。）

(3) 交付申請者に係る勤務証明書（様式第3号）

(4) 奨学金返還額証明書又はその他奨学金の返還実績が確認できる書類の写し

(5) 第3条第10号イに該当する者にあつては、該当する資格を有することを証する書類の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。